

西小危機対応マニュアル

～家庭での対応～

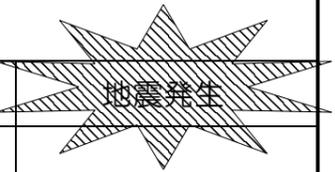
① 台風・暴風(雪)警報・大雨特別警報の時

○登校前 (NHKの報道を参照)
 ・6:30の時点で「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が発令中→→自宅待機
 ・12:00以前に「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が解除された→→登校
 ・12:00の時点で「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が解除されない→→休校
 ○在校中
 ・午前中は原則として学校にとどめます。
 ・16:00を過ぎても下校できない場合は、学校より適切な対応をお知らせします。
 ※その他の警報(大雨・洪水)でも、地域の状況により登校が危険と判断される場合は、保護者の判断により自宅待機させてください。(学校に連絡をお願いします)
 ○「大雨(洪水)警報」発令時は、河川・用水路等の水量が増し、大変危険です。それらに近付かないようご指導ください。
 ○その他、気象状況により学校が危険と判断した場合は、休校や自宅待機、学校留め置きとなる場合があります。(対応については、メール配信等でお知らせします。)(土砂災害警戒情報や氾濫危険情報が出された場合、避難を最優先する地区が西小学区にあります。学校が避難所となっている場合は、安全を確保した上で登校させてください。)



② 地震の時

令和元年5月31日より「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始されました。南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される情報です。



南海トラフ地震臨時情報					
状況	「調査中」発表時	○「巨大地震警戒」発表時	○「巨大地震注意」発表時	○「調査終了」発表時	震度5強以上
対応	原則として平常の活動を継続 在校時は、引き渡し準備	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始 ・下校できない児童は留め置き		□原則として平常の活動に戻る	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始(安全確認後) ・下校できない児童は留め置き
留意点	○状況によって、メールにて保護者にお迎えをお願いすることがあります。				
	○地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家(学校)に急いで避難する。				
	○登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所をこどもと確認しておいてください。				
	★ 対応については、県からの情報により変わることがあります。その場合、学校からメール配信等で連絡します。				
	○ 引き渡しについては、徒歩で引き取りに来てください。来られないときは代理人をお願いしてください。				

③ 学校でケガをした時・病気になった時

学校から保護者に連絡が入る(ケガ・病気の具合を確認する)

学校

→ 連絡 →

保護者

□医療機関を決める。
 ※救急車対応の時は搬送先病院を確認する。
 □保険証を持つ。
 □急を要さない場合は、保護者は学校へ行く。保護者が、医療機関へ連れて行く(①点線)
 □急を要する場合は、保護者は医療機関へ行く。学校が医療機関へ搬送する。(②実線)
 (救急車を要請する場合もある。)
 □受診後、結果を学校に報告する。

病院

④ 校外学習中にケガをした時・病気になった時

・学校(担任)から連絡が入る。ケガ・病気の具合を確認する。今後の対応について確認する。
 ・基本的に学校でケガをした場合③と同じです。
 ※現地在距離で、迎えに駆けつけることが難しい場合は学校側と十分連絡をとり、対応してください。(修学旅行・自然教室等)

⑦ 危険動物の出没・校区での事件発生等

・登下校時に危険があると思われる時は、学校より緊急メール連絡を入れます。指示に従って行動してください。

富士宮市立西小学校…26-2029
 富士宮警察署…23-0110
 西町交番…26-3920

⑤ 不審者が出没した時 防犯ブザーの携帯を!

学校へ侵入	登下校時に出没	不審者情報
*安全確保 ※下校が危険な時やこどもに動揺がある時は、引き渡しを行います。	□大声で助けを求め、駆け込み110番の家へ避難 ・警察23-0110へ連絡を依頼する。(時間・場所・状況・不審者の特徴) □学校へ連絡する。 ・動揺が収まってから登校させください。	*一斉メールまたは、電話で連絡、安全確保の依頼 ※危険がある場合は、集団下校・引き渡し等の対応を学校が判断し連絡します。



⑧ 感染性疾患の疑いがある時

学校での発症	家庭での発症
学校から連絡があり次第、学校へ迎えに行き、医療機関で受診する。 □受診結果を学校へ報告する。 出席停止の用紙を学校から受け取るかHPよりダウンロードする。 医師の停止解除の指示を受け、停止解除の用紙を記入してもらって登校する。	発症の疑いのある時は登校させないで、医療機関で受診する。
インフルエンザに感染した場合 ※発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過したら登校可	
医療機関を受診し陽性と診断された	医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」を記入してもらい保護者が検温結果等を記録し学校へ提出する。
自己検査キットで陽性と判定された	第15号様式の3「出席停止にかかわる証明書」に保護者が検温結果等を記録し学校へ提出する。
新型コロナウイルス感染症に感染した場合 ※発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過したら登校可	
医療機関を受診し陽性と診断された、又は、自己検査キットで陽性と判定された	第15号様式の4「出席停止にかかわる証明書」に保護者が検温結果等を記録し学校へ提出する。

⑥ 交通事故が起こった時

□保護者は、現場に急行する。
 ・状況に応じて救急車要請・応急処置
 ・(警察)、学校へ連絡
 ・ケガ人に同行する。
 ※学校職員による現場確認に御協力ください。(時刻、場所、状況等学校へ連絡する)



⑨ 富士山噴火警報が発令された場合

□情報収集に努め、指示に従って避難する。
 ※状況により、下校、または引き渡しを行う。
 □噴火警戒レベルが3に引き上げられたら、児童の引き渡しを行い、休校措置をとる。

⑩ サイル発射に伴うアラートが発令された場合

□速やかな避難行動
 □正確かつ迅速な情報収集
 ・メッセージが流れたら…落ち着いて、直ちに行動する。
 ・屋外にいる場合…できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
 ・建物がない場合…物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
 ・屋内にいる場合…窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

⑪ 災害等で長時間停電が発生している場合

□原則として休校
 ・登校中の場合は、状況により下校、または引き渡しを行う。